

令和 3 年小田原市議会 9 月定例会議案

(報告第 26 号～報告第 31 号)

令和 3 年 9 月 1 日提出

目 次

報告第 2 6 号	専決処分の報告について……………	1
報告第 2 7 号	専決処分の報告について……………	3
報告第 2 8 号	専決処分の報告について……………	5
報告第 2 9 号	専決処分の報告について……………	7
報告第 3 0 号	専決処分の報告について……………	8
報告第 3 1 号	専決処分の報告について……………	9

報告第 26 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

小田原市介護保険条例（平成 1 2 年小田原市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「第 2 2 条の 2 の 2 第 7 項」を「第 2 2 条の 2 の 2 第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

令和 3 年 7 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

介護保険法施行令の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 27 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の一部を改正する
条例

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（平成 2 6 年小田原市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ア中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第 2 条第 1 項」を「第 2 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 7 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正に伴い、同法の題名及び条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 28 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を改正する条例
小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和3年小田原市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「第10条の2の2第4項」を「第10条の3第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月26日から施行する。

令和 3 年 7 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

建築士法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 29 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 6 月 3 日
- 2 損害賠償額 468,000 円
- 3 相手方 東京都港区港南二丁目 16 番 1 号
大東建託パートナーズ株式会社
代表取締役社長 佐藤 功次
- 4 事故の概要 令和 3 年 3 月 17 日午後 2 時 55 分頃、市内新屋 117 番地の 10 の共同住宅に設置されている集積場所のごみを収集するため、環境事業センター職員がごみ収集車を路上で後進させたところ、同共同住宅の外構の植え込みのブロック上部に接触し、これを破損させた。

報告第 30 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 5 月 31 日
- 2 損害賠償額 1,058,188 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 3 年 3 月 5 日午後 1 時 5 分頃、中町一丁目交差点において、市道 0011 を山王川方向へ直進していた農政課職員の運転する公用車が、右手側から直進してきた相手方車両の左側前部に接触し、これを破損させた。

報告第 31 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 3 年 6 月 25 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 468,974 円 |
| 3 | 相手方 | 市外在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 3 年 4 月 21 日午後 0 時 10 分頃、市内沼代 872 番 4 付近の農道において、道路上に張り出していた樹木の枝が折れて落下し、走行中の相手方車両の屋根を破損させた。 |